

2018年10月

私立大学の再編

前号(vol.3)は、私立大学の主な設置主体である学校法人のガバナンス体制等についてご紹介しましたが、本号(vol.4)は、私立大学の再編手法をご紹介します。私立大学の再編は、質の高い高等教育機会の確保という点で意味を持つとともに、経営難に陥った際の再建手法としても重要な意味を持ちます。次号(vol.5)は、私立大学が経営難に陥り、最終的に破たんした際の法的な処理方法についてご紹介する予定です。

1 私立大学の再編手法の概要

(1) 学校法人の合併<sup>1</sup>

私立大学の統合を行う場合、まず、私立大学を設置する学校法人自体を合併し、その後、大学を統合するという方法があります。学校法人の合併に関する手続は、私立学校法に規定されています(私立学校法第3章4節52条。)。なお、私立学校法上の合併は、あくまで学校法人同士を合併するものであって、合併の当事者となる各学校法人が設置する学校自体は合併によって統合される訳ではないため、学校法人が合併した後も、大学自体を統合せずに、併存させる方式を採用することも可能です。

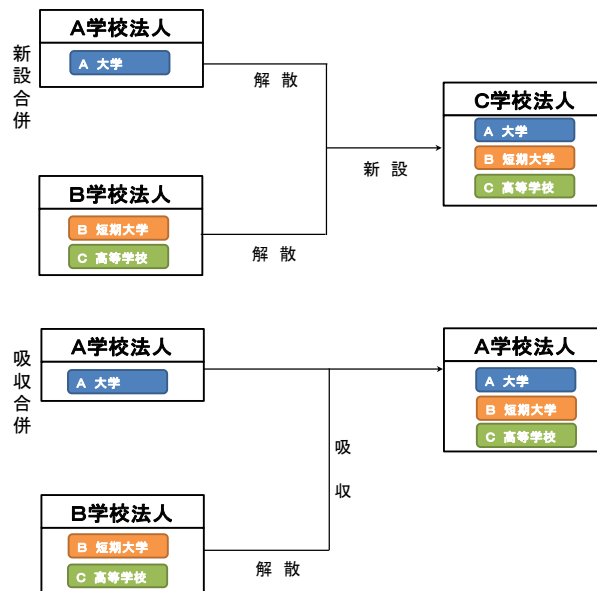
私立学校法上の合併には、①吸収合併と②新設合併の二つの態様があり(図1参照)、いずれの合併を行うかは、学校法人の判断によります。

まず、新設合併とは、A学校法人とB学校法人がともに解散して、C学校法人を新たに設立するという形態です。この場合、所轄庁との関係で必要な許認可関係の手続としては、合併認可申請のみで足り、A学校法人及びB学校法人の解散認可申請やC学校法人の寄附行為認可申請は必要ではありません。また、設置者変更認可申請も必要ありません。

次に、吸収合併とは、A学校法人がB学校法人を吸収しつつそのまま存続し、B学校法人が解散するという形態です。この場合、所管庁との関係で必要な許認可関係の手続としては、私立大学法52条2項に定める合併認可申請のみであり、

B学校法人の解散認可申請やA学校法人の寄付行為変更認可申請は必要となりません。また、吸収合併に伴い、B学校法人が設置していた学校の設置者はB学校法人からA学校法人へと変更されることとなりますが、吸収合併の場合には、学校の設置者変更認可申請は必要ないものとされています。

【図1】



(2) 設置者変更(学校の分離)

大学を他の運営主体に移す方法として、大学の設置者を変更する方法があります。設置者の変更に関する手続は、学校教育法に規定されています(学校教育法4条)。

設置者変更には、新設の学校法人に設置者を変更する場合(新設分離)と、既存の学校法人に設置者を変更する場合(吸収分離)の2つの態様があります(【図2】参照)。

【監修・執筆者(弁護士)】

- 中森 亘 (WNakamori@kitahama.or.jp)
- 堀野 桂子 (KHorino@kitahama.or.jp)
- 孝岡 裕介 (YTakaoka@kitahama.or.jp)
- 里 貴之 (TSato@kitahama.or.jp)

◆本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。  
北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

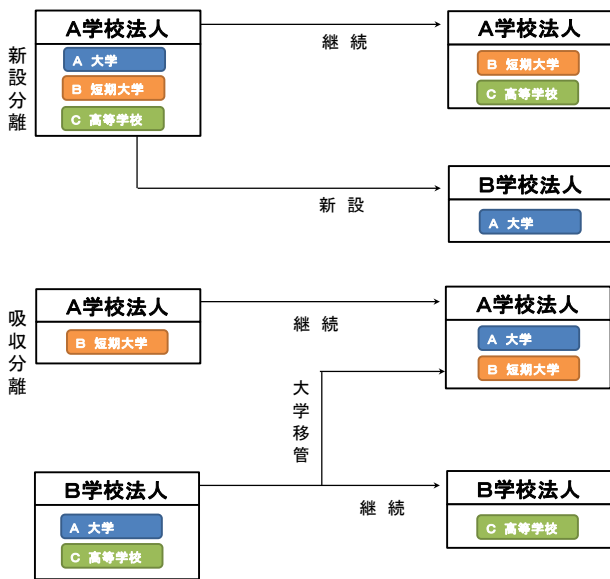
〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

【図2】



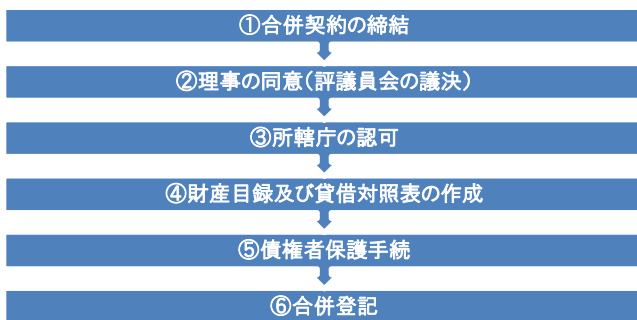
(3) 理事の交代による経営権の取得

また、再編手法の一つとして、理事の交代による経営権の取得があります。スポンサーが一定の対価を支払い、現職の理事を辞任させ、当該スポンサーあるいは関係者が理事に就任することで経営権を取得するという方法です。

2 学校法人の合併について

(1) 合併手続の概要(私立学校法 52 条～57 条)

学校法人の合併手続は、以下の手順によって進められます<sup>ii</sup>。



(2) 吸収合併の手続

ア ① 合併契約の締結

学校法人が合併する場合、合併契約書を作成し、合併契約を締結する必要があります。なお、合併契約書の記載事項は法定されていません。

イ ② 理事の同意

学校法人が合併しようとするときは、理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならないとされています(私立学校法 52 条 1 項)。また、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、さらに評議員会の議決が必要です(同項但書)。

ウ ③ 所轄庁の認可

学校法人が合併しようとするときは、所轄庁の認可を受けなければその効力は生じません(私立学校法 52 条 2 項)。私立大学の場合、文部科学大臣が所轄庁となります(4 条)。

合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書に次の書類を添付して、所轄庁に申請しなければなりません(私立学校法施行規則 6 条 1 項)。なお、吸収合併の合併認可申請は、合併の当事者となる学校法人双方が共同して行います(同条 2 項)。

- ・ 合併の理由書(1 号)
  - ・ 私立学校法 52 条 1 項に規定する手続きを経たことを証する書類(2 号)
  - ・ 合併契約書(4 号)
  - ・ 合併契約後存続する学校法人(存続学校法人)又は合併によって設立する学校法人(設立学校法人)について、次に掲げる書類(5 号)
    - i 寄附行為(同号イ)
    - ii 役員 の 就 任 承 諾 書 及 び 履 歴 書 ( 存 続 学 校 法 人 に つ い て は、 引 き 続 き 役 員 と な る 者 に 係 る 就 任 承 諾 書 を 除 く。 )( 同 号 ロ )
    - iii 役員のうち、各役員について、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えていないことを証する書類(同号ロ)
    - iv 役員が学校教育法 9 条に該当しないものであることを証する書類(同号ロ)
    - v 合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書(同号ハ)
  - ・ 合併前の学校法人又は準学校法人<sup>iii</sup>について、次に掲げる書類(6 号)
    - i 寄附行為(同号イ)
    - ii 貸借対照表(同号ロ)
    - iii 財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類(同号ハ・2 条 2 項 1 号)
    - iv 不動産の権利の所属についての登記所の証明書等(同号ハ・2 条 2 項 3 号)
    - v 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書(同号ハ・2 条 2 項 4 号)
    - vi 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面(同号ハ・2 条 2 項 5 号)
  - ・ 合併前の学校法人又は準学校法人の概要を記載した書類及び学校法人等の事務組織の概要を記載した書類(7 号)
  - ・ 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則(8 号)
  - ・ その他所轄庁が定める書類(9 号)
- エ ④ 財産目録及び貸借対照表の作成

学校法人は、合併について所轄庁の認可があったときは、その認可の通知があった日から 2 週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません(私立学校法 53 条 1 項)。

#### オ ⑤債権者保護手続(公告・催告)

また、学校法人は、合併に関する所轄庁の認可通知があった日から 2 週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません(私立学校法 53 条 2 項)。この期間は 2 か月を下回ることはできません(同項)。公告の方法は寄附行為の定める方法によって行います。

債権者が、その期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなされますが(私立学校法第 54 条 1 項)、債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません(同条 2 項)。

#### カ ⑥合併登記

合併の効力は、合併の登記によって生じます(私立学校法第 57 条)。合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地において、存続学校法人については変更の登記、設立学校法人については設立の登記をそれぞれしなければなりません(組合等登記令 8 条)。

### (3) 新設合併の手続との違い

新設合併における手続は、吸収合併と同様ですが、以下の点に違いがあります。

#### ア 共同での事務の遂行

新設合併を行う場合においては、寄附行為の作成その他学校法人の設立に関する事務は、それぞれ学校法人において選任した者が共同して行わなければなりません(私立学校法 55 条)。共同して行われる事務とは、具体的には、所轄庁に対する合併認可の申請、設立登記等があります。

#### イ 所轄庁の認可

吸収合併と同様、必要な許認可に関する手続は、合併認可申請のみです。

ただし、新設合併の場合、吸収合併の場合に加えて、以下の書類の添付も必要となります。

- ・申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類(私立大学法施行規則 6 条 1 項 3 号)

#### ウ 合併登記

新設合併の場合、合併により設立される学校法人は設立登記、消滅する学校法人は解散登記をする必要があります。

### (4) 学校の統合

上記のとおり、学校法人が合併したとしても、学校自体が学校法人の合併に伴い、当然に統合されるわけではありません。

学校法人の合併後、学校を統合する場合には、学校の統合に伴う学部の新設・大学の廃止、寄附行為の変更とそれらに関する認可が必要であり、学生を統合先の大学へ転籍する際には、学生の同意の取得が必要となります。

## 3 設置者の変更

### (1) 学校の設置主体

まず、学校一般の設置者について改めて説明します。

#### ア 学校教育法上の学校の設置主体

学校教育法上の「学校」の設置主体は、基本的には、国立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、公立大学法人、学校法人であり(学校教育法 1 条)、構造改革特別区域においては、構造改革特別区域法によって、学校教育法の特例として、株式会社及び特定非営利活動法人が設置することができることになっています。なお、私立の幼稚園については、学校教育法附則 6 条により、学校法人以外のものが設置できるとされています。

#### イ その他の学校の設置主体

専修学校<sup>iv</sup>(学校教育法 124 条)及び各種学校<sup>v</sup>(同法 134 条)は、学校教育法 1 条の学校には含まれておらず、設置主体は学校法人に限定されず、個人でも設置主体となることが可能です。

#### ウ 特殊な学校法人による大学の設置

さらに特殊な学校の設置として、放送大学学園があり、同学園は放送大学学園法により私立学校法上の学校法人とされ、放送大学学園を設置しています(放送大学学園法 2 条)。同様に、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園も、沖縄科学技術大学院大学学園法により学校法人とされ、沖縄科学技術大学院大学を設置しています(沖縄科学技術大学院大学学園法 2 条)。

### (2) 設置者変更の概要

設置者変更の手続は、以下の手順で進められます<sup>vi</sup>(学校教育法 4 条)。

①寄附行為の変更[理事の同意(評議員会の議決)]

②所轄庁の認可

### (3) ①寄附行為の変更

設置者変更を行う場合、寄附行為の変更が必要となります。寄附行為の変更は設立者が定めた学校法人の根本原則の変更であることから、解散や合併の場合と同様に理事の 3 分の 2 以上の同意が必要と解されています<sup>vii</sup>。

### (4) ②所轄庁の認可

設置者の変更にあたっては、文部科学大臣の認可を得る必要があります(私立学校法 4 条 1 項)。

(5) 法改正の動き

現在の法改正の動きとして、vol.1 でご紹介したとおり、これまで、設置者の変更は、大学単位でしか認められていませんでしたが、これを学部単位での設置者変更を認めることによって、学部単位での事業譲渡の円滑化を図ることが検討されています。

(6) 教職員及び学生の移転

設置者の変更する場合、在学生、教職員、校地・校舎等の設置者間での移転は、私法上、事業譲渡の形式となるため、在学契約、労働契約、その他取引契約上の地位の移転には、在学生や教職員、取引の相手方の個別の同意が必要となります。

4 理事の交代による経営権の取得

大学の再編の手法としては、第三者から支援援助を受けて再建を図る方法があり、スポンサーが理事長に就任し、経営者となる場合です。

理事の交代は、学校法人及び学校の存続形態には何ら変更がないので、所轄庁の関与なしに行うことができます。理事の選任・解任方法については、vol.3をご参照ください。

5 学校法人関西学院と学校法人聖和大学の合併事例

ここで、具体的な学校法人の合併事例で公表されている事例を簡単にご紹介します。

(1) 合併のスケジュール<sup>viii</sup>

合併に至るまでの具体的なスケジュールは下記のとおりです<sup>ix</sup>。

平成 18 年 1 月 19 日	(学)関西学院、(学)聖和大学が合併へ向けての検討開始を公表
平成 18 年 2 月 1 日	(学)関西学院、(学)聖和大学の両法人の理事会において“合併のための準備に着手すること”をそれぞれ決定したことを公表
平成 18 年 11 月 13 日	両法人が、法人合併にかかる包括協定を締結
平成 19 年 3 月 29 日	両法人が、法人合併協定を締結
平成 19 年 12 月 19 日	両法人が、正式に合併契約を締結
平成 20 年 5 月	両法人が、学校法人の合併認可を申請
平成 20 年 12 月	上記認可申請に対する、文部科学大臣の認可。
平成 21 年 4 月 1 日	合併期日。
平成 25 年 6 月 28 日	聖和大学は大学の廃止認可を申請
平成 25 年 10 月 17 日	上記大学の廃止認可申請に対する、文部科学大臣の認可

(2) 合併契約の骨子

公表されている合併契約によると、両法人間で締結された合併契約書の骨子は次のとおりです。

- ① 合併後の存続法人は学校法人関西学院、学校法人聖和大学は解散する。
- ② 合併期日は平成 21 年 4 月 1 日とする。

- ③ 合併後、関西学院大学は、関西学院大学教育学部及び関西学院大学大学院教育学研究科を設置する。

- ④ 合併後、聖和大学は、学校法人関西学院が設置する大学として存続する。

- ⑤ 聖和大学の教職員は、学校法人関西学院においてすべて継続して雇用する。

(3) 教職員の処遇

公表されている合併契約によると、両教職員の給与・処遇についての合意の骨子は次のとおりです。

- ① 給与(諸手当及び賞与を含む。)は、合併後 4 年間は、学校法人聖和大学において受けていた年収総額を保証する。
- ② 退職金は、合併後 4 年間は、学校法人聖和大学の規程により支給する。
- ③ 就業規則は、学校法人関西学院の規程を適用する。
- ④ 勤務時間、休日等に関する諸条件は、合併協議会で協議する。

(4) 聖和大学の学生の処遇

平成 19 年度入学までの聖和大学入学者は、平成 20 年度以降も聖和大学の学籍を継続し、聖和大学の卒業生とするということになり、平成 20 年 4 月入学生対象者より、聖和大学の教育学部、人文学部の募集は停止されました。

その後、平成 25 年 3 月 31 日を以て聖和大学には在校生がいなくなったため、同年 6 月 28 日付けで廃止認可申請を行い、同年 10 月 17 日付で廃止の認可を受けました。

6 次回について

今回のニューズレター(vol.5)においては、私立大学が経営難に陥った場合に再建又は清算する法的処理の方法について解説する予定です。

<sup>i</sup>松坂浩史『逐条解説私立学校法 改訂版』(学校経営研究会、2016 年) 388 頁以下。

<sup>ii</sup>吉岡誠一監修朝倉保彦著『Q&A 法人登記の実務学校法人』(日本加除出版、2011 年)105 頁以下。

<sup>iii</sup>専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人をいいます(私立学校法 6 条 1 項 6 号、私立学校法 64 条 4 項)。

<sup>iv</sup>専修学校は、昭和 51 年に新しい学校制度として創設されました。学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成しています。専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(専修学校設置基準等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されます。

<sup>v</sup>各種学校とは、明治 12 年の教育令中「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」に始まるといわれており、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護婦、保健婦、



理容、美容、タイプ、英会話、工業などをはじめとする各種の教育施設を含んでいます。各種学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(各種学校規程等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されます。

<sup>vi</sup>有限責任監査法人トーマツ編『やさしくわかる学校法人の経営分析』(同文館出版、2015年)316頁以下。

<sup>vii</sup>前掲注 i・321頁。

<sup>viii</sup>関西学院と聖和大学の合併の経過に関する情報 (<https://www.kwansei.ac.jp/seiwa/message/info01.html>、[https://www.kwansei.ac.jp/r\\_history/r\\_history\\_008566.html](https://www.kwansei.ac.jp/r_history/r_history_008566.html))

<sup>ix</sup>合併公告の時期については、ホームページ上は不明です。他の大学を設置する学校法人の合併では、ホームページ上においても公告を行う例があります。